

令和4年（ネ）第287号

大垣警察市民監視国家賠償等請求控訴事件

控訴第4準備書面

（一審原告ら）

名古屋高等裁判所 御中

（民事第2部）

2022年12月28日

控訴人（一審原告）ら訴訟代理人

弁 護 士 山 田 秀 樹

（以下代理人弁護士氏名 略）

< 目 次 >

第1 控訴答弁書に対する反論

第2 控訴準備書面（1）に対する反論

第3 求釈明

以下、控訴人兼被控訴人三輪唯夫ほか3名を原告らと、控訴人兼被控訴人岐阜県を被告県と、被控訴人国を国と呼称する。

第1 控訴答弁書に対する反論

被告県の控訴答弁書（2022年8月4日付け）の「第3 控訴人らの控訴理由書に対する反論」に対し、必要と思われる範囲で次のとおり主張する。

1 上記控訴答弁書の「1」（GPS大法廷判決についての主張）に対して

被告県は、GPS大法廷判決に関する原告らの主張を「独自の主張であり、失当である」などと主張する。しかし、原告らの主張は同大法廷判決の判旨を正しく捉えたものである。同判決の趣旨から原告らに対する警察による情報収集等は強制処分であると解すべきことについて、控訴第2準備書面で述べたとおりである。

2 同「2」（情報収集等の必要性についての主張）に対して

被告県は、「早い段階で治安情勢を的確に把握・分析し、大規模な運動等に発展する可能性等を見極めることは、警察の責務を達成するうえで必要不可欠なのである」などと主張して、原告らに対する情報収集を正当化しようとする。

しかし、警察が収集し、保管しているのは単なる情報ではなく、原告らの個人に関する情報である。原判決が認めるとおり、収集等された情報には私生活上の事実に関する情報や、思想信条に関する情報などが含まれている。原告らは、こうした個人に関する情報を、対象となる個人に着目してまで収集等することは不当であると主張するものである。この点については、控訴第1準備書面で述べたとおりである。

このような個人に着目した情報収集等によってプライバシーを侵害することまでもが「必要不可欠」であることについて、被告県は何ら主張立証していない。

3 同「3」(情報交換の目的についての主張) に対して

被告県は、原告らの主張は「憶測である」と主張する。しかし、控訴理由書で述べたとおり、大垣警察から情報交換の開始を要請したこと、大垣警察が原告らの活動によってシーテック社の事業継続が危ぶまれる旨の言辞を用いて情報交換の継続を求めたこと、及び実際にシーテック社が原告らに関する情報を調査、収集するようになったという事実がある(原審における原告第26準備書面を参照)。これら事実から、公安警察にとっての協力者づくりのために、大垣警察は本件情報交換を行ったことが合理的に推認できる。

4 同「4」(後行行為の違法が遡って先行行為の違法にはならないとの主張) に対して

原告らは、公安警察が情報収集活動を行う目的には、本件のような違法な情報提供を行うことが当初から含まれていること、及びそうした違法な情報提供を防止する法制度上の担保が何ら存在しないことなどを根拠として、情報収集等は違法であることの理由の1つに挙げたものである。被告のいう「後行行為の違法が、遡って(中略)先行行為を違法とする」という主張などはしていない。

5 同「5」(萎縮効果についての主張) に対して

公安警察による個人情報の収集活動や、収集した情報の保有は無制限、無制約に行われており、何ら法的な統制が行われていない。そのため市民に対する歯止めのないプライバシー侵害が恒常的かつ大量に生じている。こうした現状は市民運動をはじめとする表現の自由の行使一般に対し強い萎縮効果を生じせしめるものであって、この萎縮効果は原告らに対する情報収集等によっても当然に生じている。原告らはかかる趣旨で萎縮効果を主張し、警察による情報収集等が違法であることの根拠の1つとするものである。

第2 控訴準備書面（1）に対する反論

被告県の控訴準備書面（1）（2022年10月28日付け）に対し、必要と思われる範囲で次のとおり主張する。

- 1 上記準備書面「1」（警備公安警察による国民監視は一審原告らの独自の見解であるとの主張）に対して

控訴答弁書において、原告らは警備公安警察に関する学術的研究（広中俊雄「警備公安警察の研究」など）に基づき主張している。原告らが「独自の主張」をしているという評価は失当である。

- 2 同「2」（大衆運動を敵視していないとの主張）及び「3」（大衆運動に伴ってトラブルが発生しうるとの主張）に対して

被告県は、大衆運動そのものを「敵視」したり、「権利の行使」を危険視しているわけではないと主張する。しかしながら、実際には、「大衆運動に伴う違法行為やトラブルを未然に防止するため」と称して、危険が具体化するいわば「前域」において、情報収集を行っている。そして、対象となる「大衆運動」とは、「原子力政策をめぐる運動」「反戦・反基地運動」「反グローバリズム等の社会運動」「過激な環境保護団体」「雇用問題関連」など、およそ犯罪行為やテロリズムなどとは関わりのない正当な権利行使としての活動である。これは、公安警察がいわゆる「大衆運動暴徒論」に立っていることの現れという他ない。そして、「治安情勢を的確に把握・分析する」ためと称しながら、実際に収集されているのは個人情報である。本件で収集された原告らの個人情報、被告県の主張する「治安情勢の把握・分析」や「大衆運動に伴ってトラブルが発生」することとどのように関連性を有するというのか具体的に主張されるべきである。

以上について、原告らの控訴第3準備書面の第7「3 情報収集活動に作用法的根拠は必要ないのか」（42頁以下）を参照。

したがって、被告側の主張は詭弁という他ない。

3 同「4」（「私事性、秘匿性、非公知性」に関する主張）に対して

原判決（26～27頁）は、大垣警察がシーテック社に提供した情報の内容を検討したうえで、これらの情報はいずれも、「原告らの私的又は思想信条にかかる活動及び事柄に関するもの」であり、「自己が欲しない他者にはみだりに開示されたくない情報であると認められる」ことから、原告ら個人に関するプライバシー情報であると判断している。その判断に不合理な点はなく、被告側の非難は当たらない。

4 同「5」（「なんとなくそういう気がする」との評価がありうるとの主張）に対して

ある事柄や人物についての評価には、その根拠となる事実が伴うものと解するのが自然であり、合理的である。原判決は当然の認定をしたに過ぎない。

被告側は「なんとなくそういう気がする」評価がなされることもあるなどと主張するが、争う。そのような不自然な主張をするのであれば、被告側は、本件において具体的にどの評価がこれに当たると言うのか、自身の主張を特定すべきである。

5 同「6」（公知性は客観的に判断されるべきとの主張）に対して

被告側はプライバシー該当性の問題とプライバシーの放棄の問題とを混同している。原判決（32～33頁）が説示するのは後者の論点についてであって（「その者が自ら公開し、第三者に了知されることを当然の前提としていると合理的に解釈することができる場合には、かかる情報は秘匿性に乏しく、第三者にみだりに提供されたくないとの期待を有しているとは考え難い」と述べている）、前者の問題である非公知性の論点についてではない。

6 同「7」（「全ての国民が」の意味に関する主張等）に対して

原告らは、被告側のこのような主張をしていない。単にインターネット上に情報が載っているだけでは「公知性」を肯定するに足りないという、当然のことを述べているに過ぎない。

判例上、「非公知性」とは「一般の人々に未だ知られていないことがらであること」と説明されている（「宴のあと」事件判決など）。このことと、認識可能性ある状態に置かれていることとは同一ではない。例えば、インターネットに掲載されていても誰にも知られない情報は無数にあるし、官報に掲載された情報（破産者の情報が典型例である。）であっても、ただちに公知の情報であるとは認められない。被告側は、認識可能性のある状態に置かれていることをもって「非公知性がない」という独自の解釈を展開しているものであって、失当である。

7 同「8」（秘匿性等の法的位置づけに関する主張）に対して

原告らがここで主張している「違法性」とは国賠法上の違法性のことであり、権利侵害と公務員の故意過失を広く含む概念である。

8 同「9」（SNS等への発信に関する主張）に対して

被告側は、具体的に、どの情報が「自らインターネットやSNSに発信」したと言うのか、主張を明示されたい。これを明示せず、非公知性の問題をうんぬんする姿勢は裁判所を混乱させうるものだと原告らは主張するのである。

なお、いったん公知となった事実であっても、時の経過により社会において忘れられて非公知となる場合もある。したがって、過去のある時点でインターネット等にて公開された情報であっても、現在においても当然に公知であるということにはならない（例えば、最高裁平成6年2月8日判決・判例タイムズ933号90頁以下など）。

9 同「10」「11」「12」（議事録の信用性を否定する主張）に対して

原判決の説示するところ、及び原告第26準備書面4頁以下に述べたところのとおりであって、議事録の内容は信用できる。被告県は議事録の信用性を争うのであれば、その争う対象となる議事録の記載部分を具体的に明示されたい。

第3 求釈明

- 1 被告県は、原告らが自らの情報をインターネットやSNSに発信したと主張するようであるが、これに該当するとされる情報を具体的に明らかにして特定されたい。
- 2 被告県は、議事録の記載のうちどの部分の信用性を争うのか、自らの主張を明らかにして特定されたい。

以上